省　令

○総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号

経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月九日

総務大臣　藤井比早之
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　武部　新
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　井林　辰憲
環境大臣　笹川　博義

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第三十三条に規定する承認連携支援事業に関する省令（平成二十九年総務省、農林水産省、環境省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（連携支援計画の承認の申請） **第一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　法第三十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（法第十三条第三項第七号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類 ３　（略）	（連携支援計画の承認の申請） **第一条**　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～三　（略） 四　法第三十一条第三項の事項を記載する場合には、補助金等交付財産（法第十三条第三項第五号に規定する補助金等交付財産をいう。以下この号及び次条第二項第三号において同じ。）の名称、現行の用途、補助金等交付財産に充てられた補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。次条第二項第三号において同じ。）及び当該補助金等交付財産を所管する府省、デジタル庁又は防災庁の名称、補助金等交付財産の処分の方法及び事業主体並びに補助金等交付財産の処分後の用途に関する事項を記載した書類 ３　（略）

附　則

この省令は、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第七十四号

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十三号）の施行に伴い、並びに農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三十二条第一項及び第六項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備推進法人である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 九～十一　（略）	（農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請） **第十条**　（略） ２　令第一条の規定により申請書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一～七　（略） 八　権利を取得しようとする者が景観法（平成十六年法律第百十号）第九十二条第一項に規定する景観整備機構である場合には、同法第五十六条第二項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面 九～十一　（略）